

笠間市移住体験施設利用規約

(目的)

第1条 この規約は、笠間市への移住を考えている方が、笠間市での暮らしを体験することを目的に設置する、笠間市移住体験施設（以下「体験施設」という）の利用について定める。

(体験施設)

第2条 体験施設は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	住所	建物面積
かさちょこHOUSE	笠間市福原 4148 番地	103.70 平方メートル

(利用者の義務)

第3条 利用を許可された者（以下「利用者」という）は、この規約を誠実に守り、施設の保全と秩序の維持に努めなければならない。

(利用資格)

第4条 体験施設を利用できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 笠間市への移住を希望する者であること。
- (2) 市外に居住している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと、又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(利用期限)

第5条 利用期限は、1週間以上4週間以内とする。ただし年度を越えた利用はできないものとする。

(利用料金)

第6条 体験施設の利用料（光熱水費を含む。以下「利用料」という。）は、1泊2,000円とする。

- 2 利用者は、前項の利用料を利用開始日までに前納しなければならない。
- 3 前項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

(利用手続き等)

第7条 利用を希望する者は、「笠間市移住体験施設利用申込書」（様式第1号）（以下「申込書」という）に必要事項を記入の上、利用開始日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、

適当と認めたときは、「笠間市移住体験施設利用許可書」(様式第2号)(以下「許可書」という)により通知するものとする。

- 3 第2項の規定により許可を受けた利用者は、誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない

(利用者の義務)

第8条 利用者は、体験施設利用終了時に、利用に関するレポートを提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、体験施設の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止にも配慮すること。また、備付けの備品ならびに什器類を適切に取扱うこと。
- (3) 善良な良識をもって施設を適正に管理するとともに、住環境の保全に努めること。
- (4) ごみは、決められた分別方法に従い排出すること。
- (5) その他、施設の利用に関し市長が必要と認める事項。

(禁止行為)

第10条 利用者は、体験施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) ペットを同伴すること。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを行うこと。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の利用にふさわしくない行為を行うこと。

(利用の許可の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定によ

る利用許可を取消することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 利用の申込みに偽りがあったとき。
- (3) 利用料を納付期限までに納付しないとき。
- (4) その他、市長が取消し相当であると認めたとき。

(明渡し)

第12条 利用者は、第7条に規定する許可書の利用期間が満了したとき、又は前条の規定により利用許可が取り消されたときは、遅滞なく体験施設を市長に明け渡し、鍵を返却しなければならない。この場合において、利用者は通常の使用に生じた損耗を除き、原状回復しなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、体験施設の防火対策、火災の延焼、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、利用者の承諾が無くても立ち入ることができるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体験施設の設備を破損、及び汚損並びに滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等、市長が特に認めたときはこの限りではない。

(事故免責)

第15条 体験施設において、天災、火災その他の市の責めに帰さない理由によって利用者が被った損害に対して、市はその責めを負わない。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。